

經濟産業大臣 枝野 幸男 様

# 要 請 書

福 井 県

東京電力福島第一原発事故は、事故発生後半年が経過した今も収束に至らず、周辺環境に甚大な被害を与え、原子力発電に対する国民の信頼を大きく損ねている。

- また、浜岡原発の停止要請、原発再稼動に係るストレステストの実施、「脱原発」の表明など、前内閣の一連の場当たりの対応は、エネルギー政策において国に積極的に協力・貢献してきた全国の立地地域に対し、国への不信と原発の安全性に対する不安を募らせるなど、極めて深刻な影響を与えている。
- こうした中、新内閣は、安全が確認された原発を再稼動する一方、新增設は困難であり、寿命がきた原発は廃炉にするとの考えを示しているが、原子力発電に代わる新たな電源確保について明確な展望を示していない。
- エネルギー政策は、国民生活の安定と国家の安全保障に関わる最重要事項であり、国においては、現実を直視し、冷静かつ慎重な議論を行い、今後のエネルギー確保の展望と原子力発電の将来方向に対する責任ある見解を早急に示していただきたい。
- その際には、原発の安全確保にとって重要な原子力技術の着実な承継をどうするのか、日本の原子力技術に期待するアジア、中東地域等の国々への対応についても十分に検討しなければならない。
- さらに、使用済み燃料の再処理やプルサーマル、高速増殖炉の研究開発等の核燃料サイクル政策についても、安全性、技術的成立性、経済性、海外の動向等について慎重に検討し、中長期的にブレない確固たる方向性を示されたい。
- そして、当面の課題である原発の再稼動等について、最も重要なことは、福島第一原発事故を教訓としてその知見を安全対策に十分活かすことであり、全立地地域の安全・安心を図る観点から、本県がこれまで繰り返し要請している以下に掲げる事項について、実現を図るよう改めて要請する。

平成 23 年 9 月 15 日

福井県知事 西川 一誠

## 1 定期検査で停止中のプラントの再稼動について

定期検査で停止しているプラントの再稼動については、以下に示す事項について国が明確な方針を示すこと

### (福島原発事故の知見の公表)

- (1) 福島原発事故の原因を他原発の安全対策に活かす知見については、「IAEA報告書」(6月7日、9月11日公表)においても十分示されておらず、国は、これまでの調査で明らかになった知見を速やかに公表すること

### (新たな安全基準に基づく安全確認と新知見反映システムの構築)

- (2) 事故の知見をもとに、国が暫定的に新たな安全基準を設定し、これに基づいて、定期検査で原子炉を停止している期間中に、プラントの安全性を厳格に検査・確認すること  
事故の原因究明調査の進捗に応じ、新たに得られた知見については、その都度、各原発の安全対策に反映するシステムを構築すること

### (高経年化対策の強化)

- (3) 高経年化原発については、高経年化対策の標準審査要領の見直し等により、検査内容の強化など安全対策の更なる強化を図るとともに、高経年化に伴う機器等の劣化に対応するための安全研究を推進すること  
運転開始後40年を超えるプラントについては、機器・設備の更新状況や事故の履歴等に基づき、プラント全体の安全裕度を客観的に評価し、運転期間に限度を設けること

### (浜岡原発と他の原発の差異と日本海側の地震・津波調査)

- (4) 浜岡原発のみ停止要請し、他を安全とした根拠を明確に示すこと。特に、若狭地域には大津波の襲来切迫性がない

としていることについて、国の責任省庁（文部科学省地震調査研究推進本部）が過去の地震・津波を歴史的、地質学的な見地から調査・検証し、プレート境界型地震が日本海側で発生する可能性やその影響範囲等を明らかにすること

**（安全対策の実施時期の明示）**

- (5) 「IAEA報告書」で示された中長期対策については、目標時期が曖昧であり、各対策に係る実施時期の期限を明確にすること

**（ストレステストの判断基準等の明示）**

- (6) ストレステストについては、テスト結果を原発再稼働の判断にどのように活かすのかの判断基準や今後の手続き、福島原発事故の知見をどのように反映するのかについて明らかにすること。また、電力事業者のテスト結果については、国が責任をもって厳格なチェックを行い、その結果について立地地域に丁寧に説明すること

## **2 災害制圧道路の早期整備について**

原発周辺の道路の多重化や既存道路の防災機能の強化は、原子力災害の初期段階での制圧に必要不可欠であり、原発の安全確保の重要インフラとの位置付けの下、国が特別の財源措置を行い、早期整備を図ること

## **3 原子力防災指針の早期見直しについて**

国の原子力防災指針については、福島原発事故の避難範囲の事態等を踏まえ、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）」等について、早期に見直すこと

## 4 原子力防災対策の充実強化について

国の平成23年度第3次補正予算および平成24年度予算編成に当たっては、原子力防災対策の充実強化の観点から、以下の事項について、支援措置を講じること

- ・ オフサイトセンターの非常用電源の増強およびオフサイトセンターと地元自治体等をつなぐ衛星携帯電話の増設など通信機能の強化
- ・ 既存のオフサイトセンターが被災した場合にこれを代替する「バックアップオフサイトセンター」の整備
- ・ 原発の緊急時対策支援システム（ERSS）の非常用電源の装備や衛星回線など通信手段の多重化
- ・ ポケット線量計（子どもや妊婦、災害時医療の従事者等に配付）やサーベイメータ等の放射線測定資機材の増強
- ・ 放射線表示装置（屋内退避施設に設置）や安定ヨウ素剤の増強
- ・ 被ばく患者の広域搬送が迅速にできる臨時医療施設（SCU）の設置に必要な資機材の整備

## 5 原子力安全規制体制の見直しについて

原子力安全・保安院を経済産業省から分離し、来年4月に環境省に「原子力安全庁（仮称）」を設置するに当たっては、発電所に近い現場において強い権限と指導力を持つ組織とし、嶺南地域に設置されている保安検査官事務所および（独）原子力安全基盤機構福井事務所（敦賀市）の組織・人員体制を抜本的に強化すること